

委員会議事録

1 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第69号 光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する 条例

説 明：西村経営企画課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

29年の3月までということになっておりますが、何でそうなるのか、お聞きをしてみたいと思います。

○西村経営企画課長

今もご説明いたしましたけれども、以前これを改正した時に病院事業管理者の任期までということにしておりました。年度の関係もございますけれども、3月31日までこれを延長しようとするものでございます。それ以降につきましては、予算、財政状況等を見ながら、また新たに定める必要がございますので、当面、今年度いっぱいということにしております。

○土橋委員

そうすると、任期は4年ですよ。4年間、普通なら4年間続けてやるんだというようなものが普通だろうと思うんですよ。やるんなら。それを3月31日までっていうのをね、どういう意味があるのかなというふうに思うんです。なぜ、一年刻みみたいな形でやっていくのか。

○西村経営企画課長

現在は、3%ということがございますけれども、これまでも、管理者の給与につきましては、5%、また、15%カットの時もございました。それは、職員の給与のカット等もございましたので、そういう職員の給与、また、財政状況に応じて年度の予算の範囲ということで、一年刻みでこれまで改定してきたという経緯でございます。

○土橋委員

給与を下げるということは、働いている人のモチベーションを下げるということにもつながるんですよ。だから、特に、管理者は医師を派遣してもらわなきゃならん、医師の段取りをしなきゃならんという事になってくると、それは、相当な苦勞であるし、ただ単に、何かしら流行みたいにするというのは、どうもおかしいんじゃないか

と思うんで、今回の質問をしてるんです。だから、元に戻す気はないんですか。

○西村経営企画課長

管理者の給与減額につきましては、市長等の給与減額の条例、これに準じております。ですので、そちらの給与条例の方の改正にあわせて実施しているということでございます。

○土橋委員

私の質問に答えてないんで、これ以上はいいです。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」